

本規約は、「SetLipClub」のご利用にあたり、ご理解いただきたい大切な項目を説明しております。あらかじめ、熟読、ご同意のうえ、入会手続きをいただけますようお願いいたします。

- 第1条 (目的)
この規約は、SetLip Club (以下「SLC」という。)の会員および会費に関し、必要事項を定めることを目的とする。
- 第2条 (会員)
第1条に定める目的に賛同し、第4条に定める入会手続きを経て、承認されたものを会員とする。
- 第3条 (家族会員)
本会員の家族が、第2条に定める目的に賛同し、第4条に定める入会手続きを経て、承認されたものを家族会員とする。
家族とは満16歳以上の成人以上とし、入会は本会員の承諾を得て入会できることとする。
2. 入会は、本会員の会員期間が有効である場合のみ、家族会員として入会でき、本会員期間が失効している場合の新規入会および更新はできない。
3. 家族会員に関するサービスの享受については本会員と同様とする。
- 第4条 (入会)
1 入会希望者は、「入会申込書」に必要事項を記入のうえ、SLCに提出することにより、入会を申込みことができる。
2 入会の承認後、会費の納入を確認したのち、会員資格を付与する。
- 第5条 (不承認の基準)
次の各号に定める事由に該当する場合、入会を承認しないことがある。
(1)本規約への同意が得られない場合、または同意を得られないとSLCが判断したとき。
(2)過去に除名処分を受けたことがあるとき。
(3)入会申込書の記載事項に、虚偽記載があるとき。
(4)反社会的勢力に該当があると認められるとき、また該当があるとSLCが判断したとき。
(5)その他、SLCが会員として不適当と認めたとき。
- 第6条 (会費の納入)
次に定める会費を支払うものとする。
1 年会費 本会員：10,000円(税込み) 家族会員：8,000(税込み)
2 会費は年会費制とし、原則として、会員期間ごとに前納一括払いとする。
- 第7条 (会員期間)
会員期間は、入会した(年会費の支払いが当社で確認できた時)年月日から1年間とする。
- 第8条 (会員証)
入会した会員にはSLCが発行する会員証が付与される。
1 会員1名につき1つの会員証および会員番号(会員証に印字)を発行する。
2 会員番号は、講座予約、受講、契約、会計時のサービスの享受、SLCの利用すべてに紐づく。
3 会員証や会員番号をはじめ、受講権利やサービスの享受の権利等を含む会員資格を第三者に貸与、譲渡、売却することはいかなる場合も一切できないこととする。
- 第9条 (変更の届出)
会員は、SLCへの届出事項(氏名・住所・連絡先・Eメールアドレス等)に変更が生じた場合には、遅滞なくWEB上から会員情報を変更しなければならない。
2 会員が前項の会員情報の変更をしなかったことにより不利益を被った場合、SLCはその責任を負わないものとする。
- 第10条 (サービス)
会員は、次の各号に定めるSLCが提供するサービスを利用することができる。
(1)毎回の店舗内でのお食事代金が20%オフ(一回の割引限度額2万円まで)
(2)会員限定情報の受信
(3)各種講座およびセミナーの受講参加
2 但し上記(1)において、次の各号に定める事由に該当する場合、割引対象外とする。
(1) テイクアウト商品の一部
(2) 10名様以上のご利用時、および店内貸切予約のご利用時
(3) 人数を問わず、飲み放題コース料理(食事のみのコース含む)
- 第11条 (退会)
会員がSLCを退会する際は、有効期限日をもって自動退会することとなる。
2 途中退会であっても、納入済みの会費は返還しない。
3 途中退会であっても会費が納入されている場合は、当該会員期間まで会員としての権利を有するものとする。
- 第12条 (会員資格の喪失)

会員は、次の各号に定める事由に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1)会員期間が過ぎたとき(なお更新する場合は除く)
 - (2)本規約に違反したとき
 - (3)SLCが消滅したとき
 - (4)会員が死亡したとき
 - (5)当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害に結び付く行為をしたとき
 - (6)他の会員および当該従業員、関係者に不快感、迷惑を及ぼす行為、またはそのおそれのある行為をしたとき
 - (7)法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - (8)特定の宗教、政党及び思想信条に基づく言論、勧誘、活動(ピラ配り等)をしたとき
- 2 前項の規定により会員資格を喪失した場合、納入済みの会費は返還しない。

- 第13条 (著作権)
SLCによって提供される情報の著作権は株式会社SetLipに帰属する。
2 SLCによって提供される情報を、複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。
- 第14条 (オリジナルレシビ・商標およびロゴマークの使用制限)
次に該当する行為はいかなる場合も一切禁止いたします。
(1)オリジナルレシビのイラスト・写真・デザイン・商標・ロゴマークを複写、撮影、転載、インターネット等で第三者へ公開すること
(2)会員の権利として当社が提供したすべての著作物(原本、複製問わず)を第三者に譲渡、貸与もしくは売却(インターネットオークション出品含む)すること
(3)当社の商標・ロゴマーク・その他のオリジナルデザイン(印刷物・ホームページ素材等)の個人使用
- 第15条 (会員情報の取扱い)
SLCが取得した会員の個人情報の取扱いについては、次の各号のとおりとする。
(1) 個人情報の管理・安全対策
情報を取り扱うSLC事業部に管理責任者を置き、個人情報を正確かつ最新の状態に保ちます。また、個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備等の必要な措置を講じ、安全対策を実施し個人情報の適切な管理を行なう。
(2) 個人情報の利用目的
個人情報取得は、会員管理に必要な範囲のみに限る。
また、お預かりした個人情報は、SLCからのご連絡やセミナー開催のご案内等、電子メールや資料の送付に利用する。
(3) 個人情報の第三者への開示・提供の禁止
SLCが取得した個人情報は、基本的に第三者への開示・提供等は一切行わない。ただし、法令に基づき開示することが必要な場合や、裁判所・警察等の公的機関から開示を求められた場合は、会員の皆様の同意なく個人情報を開示する場合があります。
(4) 法令・規範の遵守と見直し
SLCが保有する個人情報に関して適用される法令、その他規範を遵守するとともに、取扱いに関する内容を適宜見直し、改善する。
(5) 会員ご本人の照会
会員は、個人情報の照会・修正・削除等を希望する場合、SLC事業部まで連絡する。SLC事業部は、会員本人であることを確認し速やかに対応する

- 第16条 (免責および損害賠償)
会員は、SLCの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、SLCは一切責任を負わないものとする。会員が退会・除名による。会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。
2 会員が、本規約およびその他法令等に違反する行為によって、にSLCに損害を与えた場合には、SLCは当該会員に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

- 第17条 (本会員規約の変更)
SLCは、次のいずれかに該当する場合に限り、本規約を変更することがある。
(1)本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
(2)本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2 SLCは、前項の規定により本契約を変更するときは、変更実施日の7日前までに、本規約を変更する旨、変更の内容および変更実施日を周知いたします。